

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。
- ・ 当社が販売するファンドの上限手数料率は、3.5%（税抜）です。

### 当ファンドの販売会社の概要

商号等	内藤証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号
本店所在地	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億248万円（平成30年3月末現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和18年4月
連絡先	06-6229-6636（監査部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒541-0043 大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号

電話番号：06-6229-6636（監査部）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

## <販売手数料に関するご説明>

追加型投資信託を購入する場合、お申込手数料は約定日の基準価額によって変わりますので、ご注意ください。  
【金額指定でお申しいただく場合】

内藤証券株式会社における金額指定のお申込金額は、お申込手数料（消費税込）を含んだ金額となります。このため、お申込金額全額が当該投資信託の買付金額となるものではありませんので、ご注意ください。

※内藤証券株式会社における金額指定のお申込手数料は、

$(\text{顧客の支払い金額} \div (1 + \text{手数料率})) \times \text{手数料率} = \text{手数料の金額}$ となります。

例) 手数料率が3.24%（消費税込）の毎月分配型ファンドを100万円の金額指定でご購入いただく場合  
 $1,000,000 \div 1.0324 \times 0.0324 = 31,383$ （円）  
100万円お支払いいただくうち、31,383円がお申込手数料となります。

【口数指定で買付ける場合】

内藤証券株式会社における口数指定のお申込手数料は、買付口数に約定日の基準価額と手数料率を乗じたものとなります。

※内藤証券株式会社における口数指定のお申込手数料は、

$\text{買付金額} (\text{買付口数} \times \text{約定日の基準価額}) \times \text{手数料率} (\text{消費税込})$ となります。

例) 手数料率が3.24%（消費税込）の毎月分配型投ファンドを100万口の口数指定でご購入いただく場合  
お申込手数料＝基準価額×買付口数×3.24%（消費税込）

例えば、基準価額10,000円の時に100万口お買付いただく場合は

お申込手数料＝ $(10,000 \text{円} / 1 \text{万口}) \times 100 \text{万口} \times 3.24\% = 32,400$ （円）

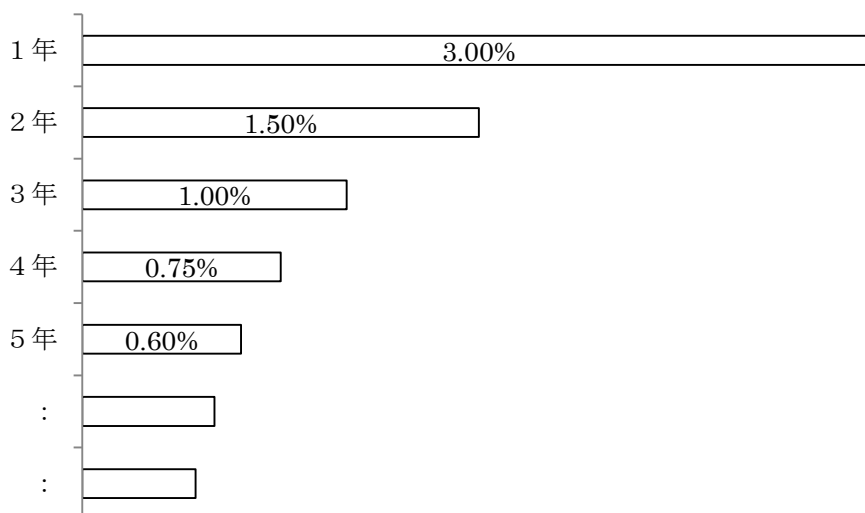
お買付時には1,032,400円お支払いいただくこととなります。

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3%（税抜き）の場合（※ご購入いただく投資信託により手数料率は異なります）

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書等でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書等でご確認ください。